

議案第28号

目黒区立福祉工房条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和2年6月17日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区立福祉工房条例の一部を改正する条例

目黒区立福祉工房条例（平成19年3月目黒区条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第1号に」を「第1号及び第3号に」に、「及び第2号」を「から第3号まで」に改め、同条に次の1号を加える。

- (3) 日中一時支援（法第77条第3項の規定に基づき、障害者の日中における活動の場を確保する事業をいう。以下同じ。）を行うこと。

第5条中「福祉工房」を「生活介護及び就労継続支援」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 日中一時支援を利用することができる者は、その者を日常的に介護している家族等の就労により介護、見守り等を必要とする障害者であって規則で定めるものとする。

第12条第1項中「者」を「場合」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 日中一時支援を利用する場合の使用料は、1日当たり400円を超えない範囲内で規則で定める額とする。

第13条に次の1項を加える。

- 2 日中一時支援を利用した者は、区長が別に定めるところにより、前条第2項の規定による使用料を納付しなければならない。

第15条の2第2項中「同条第1項」を「同条第1項及び第2項」に、「同条第2項」を「同条第3項」に、「同条中」を「同条第1項中」に、「とする」

を「と、同条第2項中「区長」とあるのは「指定管理者」と、「前条第2項」とあるのは「第15条の2第2項の規定により読み替えて適用する前条第2項」と、「使用料を納付しなければ」とあるのは「利用料金を指定管理者に支払わなければ」とする」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和2年9月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の目黒区立福祉工房条例第3条第3号に規定する日中一時支援を利用するための手続等は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(説明) 福祉工房において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく地域生活支援事業として、新たに日中一時支援を実施するため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。

資 料

目黒区立福祉工房条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(_____ は、改正点)

改 正 案	現 行 条 例
(事業) 第3条 福祉工房は、第1条に定める目的を達成するため、目黒区立大橋えのき園にあつては<u>第1号及び第3号に掲げる事業を、目黒区立かみよん工房、目黒区立下目黒福祉工房及び目黒区立目黒本町福祉工房中央町分室にあつては第2号に掲げる事業を、目黒区立目黒本町福祉工房にあつては第1号から第3号までに掲げる事業を行う。</u> (1)・(2) (現行に同じ。) <u>(3) 日中一時支援（法第77条第3項の規定に基づき、障害者の日中における活動の場を確保する事業をいう。以下同じ。）を行うこと。</u> (利用することができる者) 第5条 <u>生活介護及び就労継続支援</u>を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する障害者であつて規則で定めるものとする。 (1)・(2) (現行に同じ。) <u>2 日中一時支援を利用することができる者は、その者を日常的に介護している家族等の就労により介護、見守り等を必要とする障害者であつて規則</u>	(事業) 第3条 福祉工房は、第1条に定める目的を達成するため、目黒区立大橋えのき園にあつては<u>第1号に掲げる事業を、目黒区立かみよん工房、目黒区立下目黒福祉工房及び目黒区立目黒本町福祉工房中央町分室にあつては第2号に掲げる事業を、目黒区立目黒本町福祉工房にあつては第1号及び第2号に掲げる事業を行う。</u> (1)・(2) (省略) (利用することができる者) 第5条 <u>福祉工房</u>を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する障害者であつて規則で定めるものとする。 (1)・(2) (省略)

で定めるものとする。

(使用料等)

第12条 生活介護又は就労継続支援の利用（支給決定に係る利用に限る。

）をする場合の使用料は、法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とする。

2 日中一時支援を利用する場合の使用料は、1日当たり400円を超えない範囲内で規則で定める額とする。

3 （現行に同じ。）

(使用料の納付)

第13条 （現行に同じ。）

2 日中一時支援を利用した者は、区長が別に定めるところにより、前条第2項の規定による使用料を納付しなければならない。

(利用料金等の収入)

第15条の2 （現行に同じ。）

2 前項の規定により利用料金等を指定管理者の収入として收受させる場合における第12条及び第13条の規定の適用については、第12条の見出し中「使用料等」とあるのは「利用料金等」と、同条第1項及び第2項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第3項中「区長」とあるのは

(使用料等)

第12条 生活介護又は就労継続支援の利用（支給決定に係る利用に限る。

）をする者の使用料は、法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とする。

2 （省略）

(使用料の納付)

第13条 （省略）

(利用料金等の収入)

第15条の2 （省略）

2 前項の規定により利用料金等を指定管理者の収入として收受させる場合における第12条及び第13条の規定の適用については、第12条の見出し中「使用料等」とあるのは「利用料金等」と、同条第1項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第2項中「区長」とあるのは「指定管理

「指定管理者」と、第13条の見出し中「使用料の納付」とあるのは「利用料金の支払」と、同条第1項中「区長」とあるのは「指定管理者」と、「前条第1項」とあるのは「第15条の2第2項の規定により読み替えて適用する前条第1項」と、「使用料を納付しなければ」とあるのは「利用料金を指定管理者に支払わなければ」と、同条第2項中「区長」とあるのは「指定管理者」と、「前条第2項」とあるのは「第15条の2第2項の規定により読み替えて適用する前条第2項」と、「使用料を納付しなければ」とあるのは「利用料金を指定管理者に支払わなければ」とする。

3 （現行に同じ。）

者」と、第13条の見出し中「使用料の納付」とあるのは「利用料金の支払」と、同条中「区長」とあるのは「指定管理者」と、「前条第1項」とあるのは「第15条の2第2項の規定により読み替えて適用する前条第1項」と、「使用料を納付しなければ」とあるのは「利用料金を指定管理者に支払わなければ」とする。

3 （省略）